

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例（令和三年千葉県条例第五十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において用いる用語の意義は、条例の例による。

(飲食店営業者に対する通知)

第三条 条例第十四条第一項の規定による通知は、違反者に対する酒類提供に係る通知書（別記第一号様式）により行うものとする。

(飲食店営業者に対する指示)

第四条 条例第十四条第三項に規定する規則で定める場合は、同条第一項の規定による通知を受けた飲食店営業者が条例第七条第一項及び第二項に規定する措置を常態として講じていると認められない場合とする。

2 条例第十四条第三項に規定する指示（以下「指示」という。）は、指示書（別記第二号様式）により行うものとする。

(公表の方法)

第五条 条例第十四条第四項の規定による公表（以下「公表」という。）は、次の各号に掲げる事項をインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

- 一 指示を受けた飲食店営業者の氏名又は名称
- 二 指示に係る飲食店の名称及び所在地
- 三 公表の原因となる事実

(意見を述べる機会の付与)

第六条 知事は、条例第十四条第五項の規定により意見を述べる機会を付与するときは、公表をしようとする者に対し、意見聴取通知書（別記第三号様式）を送達して行うものとする。

2 知事は、条例第十四条第五項の規定により意見を述べる機会を付与する場合において、口頭による意見を聴取することが適当であると認めるときは、口頭による意見を述べる機会を付与するものとする。

3 条例第十四条第五項の規定により意見を述べる機会を付与された者（以下「意見陳述者」という。）は、前項の規定により口頭による意見を述べる機会を付与された場合を除き、知事に対し、意見書（別記第四号様式）を提出して意見を述べるものとする。

4 知事は、第一項の規定による送達を行うに当たっては、意見書の提出の期限又は口頭による意見の聴取の日時（以下「聴取日時」という。）までに相当な期間をおくものとする。

5 意見陳述者は、意見を述べるに当たっては、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

6 知事は、意見陳述者が、意見書の提出の期限までに当該意見書の提出をせず、又は聴取日時に出頭しないときは、意見がないものとして取り扱うものとする。

(聴取日時等の変更)

- 第七条** 前条第二項の規定により口頭による意見を述べる機会を付与された者（以下「口頭意見者」という。）は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、知事に対し、日時等変更申出書（別記第五号様式）により、聴取日時又は場所（以下「聴取日時等」という。）の変更を申し出ることができる。
- 2 知事は、前項の規定による申出により、又は職権により、聴取日時等を変更することができる。
 - 3 知事は、前項の規定により聴取日時等を変更したとき、又は第一項の規定による申出を受けた場合において聴取日時等を変更しないときは、速やかに、日時等決定通知書（別記第六号様式）を送達して口頭意見者に通知するものとする。

(代理人の選任)

- 第八条** 意見陳述者は、意見を述べる機会に関する一切の行為を行うことができる者として、代理人を選任することができる。
- 2 意見陳述者は、代理人の資格について、代理人選任届出書（別記第七号様式）を知事に提出して証明しなければならない。
 - 3 意見陳述者は、第一項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（別記第八号様式）を知事に提出して、その旨を届け出なければならない。

(掲示命令の方法等)

- 第九条** 条例第十四条第六項の規定による命令（以下「掲示命令」という。）は、掲示命令書（別記第九号様式）により行うものとする。
- 2 条例第十四条第六項に規定する期間は、三月（掲示命令を受ける飲食店営業者が同条第一項の提供の日前三年以上以内に掲示命令を受けたことがある場合（これらの掲示命令に係る飲食店が同一である場合に限る。）にあっては、六月）を超えないものとする。

(身分を示す証明書)

- 第十条** 条例第十五条第二項に規定する証明書は、身分証明書（別記第十号様式）とする。

(委任)

- 第十一条** この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- この規則は、令和五年六月二十八日から施行する。